

財団法人 日本サッカー協会

平成 21 年度 第 9 回理事会

協議事項

1. 2018/2022 年 F I F A ワールドカップ招致の件
<p>(協議) 資料 No. 1</p> <p>I. 開催地自治体／チームベースキャンプ正式立候補について 別紙資料（候補自治体一覧）※1/8 締切状況</p>
2. 理事職辞任の件
<p>小野剛理事より、本協会理事職について辞任の申し出があり、これを受理したい。</p> <p>辞任理由：一身上の都合</p> <p>辞任届日：2009 年 12 月 22 日</p> <p>上記事情に鑑み、小野氏が担当していた技術委員長（育成担当）職及び各種委員会（競技会委員会、国際マッチメイク委員会、審判委員会トップフェリー育成プロジェクト、国体実施委員会）委員を、西村昭宏技術委員が代行する。</p>
3. 2010（平成 22）年度公認 S 級コーチ養成講習会受講者の件
<p>(協議) 資料 No. 2</p> <p>2010（平成 22）年度公認 S 級コーチ養成講習会の受講者を別紙のとおりとしたい。</p>
4. 第 7 回フットボールカンファレンスの件
<p>47 都道府県サッカー協会に開催希望を募り、(社)大分県サッカー協会、(財)広島県サッカー協会、(社)宮城県サッカー協会より開催希望があった。開催にあたり必要な要件を総合的に審査した結果、第 7 回開催地を、別府国際コンベンションセンター（B-Con Plaza/大分県別府市）としたい。</p> <p>■ 日 程：2011 年 1 月 8 日（土）・9 日（日）・10 日（月・祝）</p> <p>■ 会 場：別府国際コンベンションセンター（大分県別府市）</p> <p>■ 開催にあたり必要な要件</p> <p>（最低必要要件）</p> <p>① 国際会議場（大ホール 1000 席以上・小会議室 7～10 室）の確保</p> <p>② 国際会議場会場費の負担</p> <p>③ 運営スタッフの確保と人件費(日当・謝金)の負担（開催期間中約 30 名）</p> <p>（その他検討事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの確保（海外ゲスト／関係者／参加者） ・懇親会会場の確保（約 1000 名立食） ・アクセスの良さ（会場⇄ホテル⇄主要駅・空港） ・自治体とのタイアップの可能性 ・国際会議場の付帯設備状況

<p>上記要件・検討事項をもとに候補地を視察、審査を行った。 主なポイントは下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議場の規模 ・国際会議場の利便性（懇親会会場含む） ・自治体、県協会の支援、協力体制 ・会場費（国際会議場＜付帯設備含む＞・懇親会会場）負担の可能性
<p>5. 大学・専門学校における指導者養成講習会（C級）の件</p>
<p>以下の大学において、平成21年度より公認C級コーチ養成講習会の開設を認めたい。</p> <p>■ 東京国際大学（埼玉県）（C級）</p> <p>インストラクター：前田 秀樹（47FA インストラクター） 公認S級コーチ</p> <p>参考：開設認定校数 大学：28校 短大：2校 専門学校：16校</p>
<p>6. J F A インターナショナル・コーチング・コース 2010（AFC 加盟協会向け）の件</p>
<p>アジア貢献事業の一環として、下記の指導者養成コースを開催する。</p> <p>コース名：（第5回）J F A インターナショナル・コーチング・コース 2010（A F C 加盟協会向け）</p> <p>期 間：2010年2月27日（土）～3月5日（金）</p> <p>会 場：J ヴィレッジ</p> <p>講 師：ナショナルコーチングスタッフ、ナショナルトレセンコーチ</p> <p>募集人数：25名（最大）</p> <p>応募資格：・A F C 加盟協会にて、育成・強化に携わり、英語が堪能な指導者 ・各協会から最大2名が応募可能</p> <p>費用負担：日本までの国際航空券代は、参加協会または参加者が負担する。 日本国内移動費・宿泊費・食費はJ F A が負担する。</p> <p>資格授与：期間中に行うテストに合格した参加者には、J F A 公認C級コーチライセンスを授与する。</p> <p>備考：第1回は2006年3月13日～19日にJ ヴィレッジで開催し20名が参加。 第2回は2007年3月12日～18日にJ ヴィレッジで開催し20名が参加。 第3回は2008年4月19日～25日にJ ヴィレッジで開催し26名が参加。 第4回は2009年3月9日～15日にJ ヴィレッジで開催し19名が参加。</p>
<p>7. J F A 納付金の納付料率及び使用用途の件</p>
<p>（協議）資料No.3</p> <p>平成21年12月14日、第9回のJリーグ理事会にて協議・承認頂いたもの。 平成22年度は、本協会基本規程通り3%に戻すこととする。 その内、1%については、2018/2022年F I F A ワールドカップ™招致委員会へ拠出する。 尚、この1%については、既に理事会で承認済の5億円の拠出とは別枠とする。</p>

8. 未登録選手の即時登録検討ワーキンググループからの報告及び提案の件

(協議) 資料No.4

平成 20 年度第 12 回理事会において、未登録選手がその場で出場できる仕組みについて検討することとなり、ワーキンググループにて審議・検討を行ってきた。

今般、ワーキンググループとして、添付資料の通り報告及び提案をしたい。

◆目的

未登録選手が競技会でのプレーを希望する場合、登録手続きが完了せず、選手証を保持していなくても一定の手続きをふめば競技会へ出場できる環境を整備する。

◆対象

全てのカテゴリー。但し、実施については、地域協会、都道府県協会、連盟、リーグ等の判断に委ねる。

◆方法

原則として、選手の出場に関しては、各リーグによって定められた要項等に準ずるものの、J F A では登録チーム及び未登録選手が国内の競技会に出場を希望する場合、「J F A 2005 年宣言」における「サッカーファミリーの拡大」に向け、下記を推奨する。

- (1) チーム代表者もしくは関係者は、未登録選手の競技会への出場を希望する場合、試合開始までに J F A の k i c k O f f サイトにて、選手の追加登録申請手続きを行う。
- (2) 当該チームの関係者は、追加登録申請手続きの画面（受付整理番号が表示されているもの）の写しを持参、試合運営担当者に提示する。
- (3) 試合運営担当者は、該当する選手の追加登録に関する書類の内容を確認の上、仮登録手続きが完了したと見なし、該当する選手の出場を許可する。
- (4) 試合終了後、試合運営担当者は試合記録などとともに、試合前に受領した関係書類をリーグもしくは都道府県協会事務局に提出する。
- (5) チーム代表者もしくは関係者は、所定の登録料の納付をはじめ、該当する選手の追加登録に必要な手続きは継続して行う。
- (6) 未登録選手が競技会への出場を希望した場合の時限的な措置であり、「その日の出場は認めるが、リーグの決定する（定める）日付までに登録料の支払いをすること」などを大会規定に盛り込むこととする。

9. なでしこジャパン強化指定選手制度 [海外] の件

1. 目的

日本女子サッカーの強化策の一環として、2008 年北京オリンピックの反省を踏まえて、2011 年ドイツワールドカップ、2012 年ロンドンオリンピックにおいて、なでしこジャパンがメダル獲得もしくは世界の頂点を目指すために、大会時になでしこジャパンの核となる選手たちに高いレベルのトレーニング・試合を経験させ、個人の強化を図ることを目的とした制度を創出したい。

特に、体格・体力で勝る世界のトップレベルの選手たちの中で、日常的に厳しい環境に身を置くために、アメリカ、ヨーロッパのチーム・リーグに移籍・活動できるよう支援したい。

<p>2. 選考条件</p> <p>1) 選手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なでしこジャパン（日本女子代表）の中から 2011 年ドイツワールドカップ、2012 年ロンドンオリンピックで中心選手として活躍することが期待できると J F A が判断した者 ・最終的には女子委員会で選定し、理事会で決定する <p>2) 移籍先クラブ（チーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の国（リーグ）のクラブ（チーム）であること アメリカ（WPS）・ドイツ・スウェーデン・ノルウェー・イングランド・デンマーク・フランス <p style="padding-left: 40px;">※ヨーロッパは U E F A チャンピオンズリーグ出場国（リーグ）のうち F I F A ランキング 10 位以内を基準とした。</p> <p>3. 期間</p> <p style="padding-left: 40px;">1 年（1 シーズン）とし、2 年以上活動が継続する場合は 1 年ごとに更新する。</p> <p>4. 人数</p> <p style="padding-left: 40px;">初年度は 5 名程度とする。2 年目以降は 10 名程度を展望する。</p> <p>5. 支援内容</p> <p style="padding-left: 40px;">海外移籍・活動にかかる以下の経費を補助する。</p> <p style="padding-left: 80px;">①支度金 200,000 円</p> <p style="padding-left: 80px;">②滞在費 10,000 円／1 日</p> <p style="padding-left: 40px;">※滞在費は、なでしこジャパン招集時の日当（プロ選手）と同額とし、日数はリーグ活動期間で現地滞在日数とする。</p> <p>6. 活動・支援の中止</p> <p style="padding-left: 40px;">選手が本要項に違反したり、不適當な行為があったりしたときは、その活動を取りやめ、または活動は継続しても、支援を取りやめることができるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">本件制度に関し、J F A と対象選手間で覚書を締結する。</p> <p>7. 備考</p> <p style="padding-left: 40px;">選手は J F A に活動予定・報告を提出しなければならない。また、J F A の広報的活動（ホームページに活動報告掲載など）に積極的に協力するものとする。</p>
<p>10. チャレンジリーグ開始に伴う「女子：特別指定選手制度」の改定の件</p>
<p>次年度からのチャレンジリーグ開始に伴い、以下のとおり改定したい。</p> <p style="padding-left: 40px;">受 入 先：なでしこリーグ出場チームのみとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">対象選手：チャレンジリーグ出場チーム所属選手も可能とするが、認定された場合はチャレンジリーグに出場することはできない。</p>
<p>11. チャレンジリーグ降格チームの取り扱いの件</p>
<p>チャレンジリーグから降格となったチームは、翌年は各地域リーグ（地域リーグを開催していない東北は各県リーグ）で活動するものとする。</p>

12. 審判員とのプロフェッショナル契約の件

次の12名の審判員とプロフェッショナル契約を結びたい。

契約期間は、2010年2月1日～2011年1月31日。

(年齢は2010年1月1日現在で、リストは年齢順)

【主審】

<更新>

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 岡田 正義 (おかだ まさよし) | 1958年5月24日生 (51歳) |
| ② 柏原 丈二 (かしはら じょうじ) | 1963年4月19日生 (46歳) |
| ③ 吉田 寿光 (よしだ としみつ) | 1963年8月29日生 (46歳) |
| ④ 村上 伸次 (むらかみ のぶつぐ) | 1969年11月23日生 (40歳) |
| ⑤ 扇谷 健司 (おおぎや けんじ) | 1971年1月3日生 (38歳) |
| ⑥ 西村 雄一 (にしむら ゆういち) | 1972年4月17日生 (37歳) |
| ⑦ 松尾 一 (まつお はじめ) | 1972年9月26日生 (37歳) |
| ⑧ 家本 政明 (いえもと まさあき) | 1973年6月2日生 (36歳) |
| ⑨ 東城 穰 (とうじょう みのる) | 1976年8月30日生 (33歳) |
| ⑩ 佐藤 隆治 (さとう りゅうじ) | 1977年4月16日生 (32歳) |

【副審】

<更新>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 名木 利幸 (なぎ としゆき) | 1971年11月29日生 (38歳) |
| ② 相楽 亨 (さがら とおる) | 1976年6月25日生 (33歳) |

13. 審判指導者契約の件

次の1名の審判指導者と契約を結びたい。

<更新>

- ① 上川 徹 (かみかわ とおる)
- 役 職：トップレフェリーインストラクター (主審担当)
- 期 間：2010年2月1日～2012年1月31日

14. 総合賠償責任保険加入の件

不慮の事故が試合/イベントで起き、主催者 (日本協会/地域・都道府県サッカー協会) が損害賠償請求をされる事態に備えて、総合賠償責任保険に加入したい。

<保険の内容>

日本協会・地域/都道府県サッカー協会 (以上を「被保険者」と言う) の主催事業 (試合/イベント等) において、被保険者の方々が、施設管理や業務遂行上の不備によって生じた偶発的な事故により、第三者が身体障害を被ったり財物を損壊させてしまったりしたことによって、法律上の賠償責任を負担する場合に、被保険者の方々が被る損害に対して保険金が支払われるもので、例えば競技会において、雷が発生し被保険者の誘導ミスにより観客が落雷の被害を受けた時や、テントの据え付け不備により転倒したテントが観客の自動車に接触して損壊させてしまった場合などに、損害賠償責任が

生じた時に適用される。

<保険加入日>

2010年4月1日

15. 懲罰の件

1. 神奈川県サッカー協会からの懲罰案件について

－出場停止中の選手の不正出場－

大会名：神奈川県社会人サッカーリーグK S L－3 S S リーグ戦

横浜市役所 対 プライム F C

違反行為発生日：2009年9月26日(土)

違反行為の概要：

プライム F C の中安 哲理 選手は、累積警告のため上記試合には出場できないはずであったが、他の登録選手になりすますことで不正に出場した。

同違反行為は泉 晴次 代表者兼選手の判断のもと、中安選手の同意を得て行われたものあった。

事情聴取において、両氏とも事実関係を認め反省の意を示している。

被処分者：泉 晴次 (いずみ せいじ) 代表者兼選手 (41 歳)

処 分 案：12 ヶ月間の公式試合の出場停止ならびに公的職務の停止

理 由：基本規程[別紙1]競技および競技会における懲罰基準

●3-1(3)チームによる著しい違反行為

被処分者：中安 哲理 (なかやす てつまさ) 選手 (38 歳)

処 分 案：12 ヶ月間の公式試合の出場停止

理 由：基本規程[別紙1]競技および競技会における懲罰基準

●3-1(3)チームによる著しい違反行為

16. J F A ロングパイル人工芝ピッチ公認(新規)の件

1. 公認申請者：堺市

施 設 名：堺市立サッカーナショナルトレーニングセンター

S 6 フィールド (大阪府/堺市)

施設所有者：堺市長 竹山修身 (たけやま おさみ)

公認期間：2010年1月14日～2013年1月13日

公認番号：第90号

<特記事項>

◆ドリームターフ (PT2040 ACS65) / 積水樹脂(株)は製品検査 (ラボテスト) を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

◆公認規程に基づき2回の検査 (フィールドテスト) を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

2. 公認申請者：堺市

施 設 名：堺市立サッカーナショナルトレーニングセンター

S 7 フィールド (大阪府/堺市)

施設所有者：堺市長 竹山修身（たけやま おさみ）

公認期間：2010年1月14日～2013年1月13日

公認番号：第91号

<特記事項>

◆ドリームターフ(PT2040 ACS65) /積水樹脂(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

◆公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

3. 公認申請者：堺市

施設名：堺市立サッカーナショナルトレーニングセンター
S8フィールド（大阪府/堺市）

施設所有者：堺市長 竹山修身（たけやま おさみ）

公認期間：2010年1月14日～2013年1月13日

公認番号：第92号

<特記事項>

◆ドリームターフ(MX2055) /積水樹脂(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

◆公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

4. 公認申請者：堺市

施設名：堺市立サッカーナショナルトレーニングセンター
S9フィールド（大阪府/堺市）

施設所有者：堺市長 竹山修身（たけやま おさみ）

公認期間：2010年1月14日～2013年1月13日

公認番号：第93号

<特記事項>

◆ドリームターフ(MX2055) /積水樹脂(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

◆公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

5. 公認申請者：堺市

施設名：堺市立サッカーナショナルトレーニングセンター
S10フィールド（大阪府/堺市）

施設所有者：堺市長 竹山修身（たけやま おさみ）

公認期間：2010年1月14日～2013年1月13日

公認番号：第94号

<特記事項>

◆ドリームターフ(MX2055) /積水樹脂(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

◆公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、

JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

6. 公認申請者：堺市

施設名：堺市立サッカーナショナルトレーニングセンター
S11フィールド（大阪府/堺市）

施設所有者：堺市長 竹山修身（たけやま おさみ）

公認期間：2010年1月14日～2013年1月13日

公認番号：第95号

<特記事項>

◆ハイブリッドターフ(XP-62HP) /SRI ハイブリッド(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

◆公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

7. 公認申請者：堺市

施設名：堺市立サッカーナショナルトレーニングセンター
S12フィールド（大阪府/堺市）

施設所有者：堺市長 竹山修身（たけやま おさみ）

公認期間：2010年1月14日～2013年1月13日

公認番号：第96号

<特記事項>

◆ハイブリッドターフ(XP-62HP) /SRI ハイブリッド(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

◆公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

8. 公認申請者：堺市

施設名：堺市立サッカーナショナルトレーニングセンター
S13フィールド（大阪府/堺市）

施設所有者：堺市長 竹山修身（たけやま おさみ）

公認期間：2010年1月14日～2013年1月13日

公認番号：第97号

<特記事項>

◆ハイブリッドターフ(XP-62HP) /SRI ハイブリッド(株)は製品検査（ラボテスト）を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

◆公認規程に基づき2回の検査（フィールドテスト）を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。